令和3年度大磯町教育委員会第6回定例会議事録

- 1. 日 時 令和3年9月22日(水) 開会時間 午前9時30分 閉会時間 午前10時18分
- 2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
- 3. 出席者 熊澤 久 教育長

濱 谷 海 八 教育長職務代理者

曽 田 成 則 委員

トーリー 二葉 委員

大 槻 直 行 教育部長

瀬 戸 克 彦 町民福祉部長

波多野 昭 雄 学校教育課長

柳 田 美千代 子育て支援課長

谷 河 かおり 生涯学習課長兼生涯学習館長

國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長

佐 藤 聡 生涯学習課図書館長

北 水 慶 一 歴史・文化担当主幹兼郷土資料館副館長

添 田 健 学校教育課主幹兼教育指導係長

片 野 剛 志 学校教育課企画調整担当係長

田 中 恵 子 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長

- 4. 欠席者 なし
- 5. 傍聴者 2名
- 6. 付議事項

議案第13号 大磯町指定有形文化財の指定事項の変更に関する諮問について (旧ホテル滄浪閣 ホール棟)

7. 協議事項

協議事項第1号 相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用 負担に関する協定書について

8. 報告事項

報告事項第1号 緊急事態宣言延長に伴う対応について

報告事項第2号 大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について

報告事項第3号 大磯町郷土資料館本館の燻蒸について

報告事項第4号 大磯町立図書館国府分館の臨時休館について

9. その他

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和3年度大磯町教育委員会第6回定例会を開催いたします。 本日の会議の内容ですが、付議事項1件、協議事項1件、報告事項4件でございます。 本日は4名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則 第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

~ 休憩 ~

【令和3年度第5回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和3年度第5回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず「令和3年度第5回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和3年度第5回定例会議事録」について は、ご承認いただいたものといたします。

諸行事につきましては、執行状況表のとおりです。今後の予定につきましては、執行 予定表をご参照ください。

次に、8月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関すること、専決した事項に関することについての報告はございません。

本日の報告は、以上でございます。

【議案第 13 号 大磯町指定有形文化財の指定事項の変更に関する諮問について(旧ホテル滄浪閣 ホール棟)】

- 教育長) それでは、議事に入ります。はじめに、議案第 13 号『大磯町指定有形文化財 の指定事項の変更に関する諮問について(旧ホテル滄浪閣 ホール棟)』を議題といた します。書記より議案の朗読をお願いします。
- 書記) 議案第 13 号『大磯町指定有形文化財の指定事項の変更に関する諮問について (旧ホテル滄浪閣 ホール棟)』、本文については省略いたします。令和3年9月22日 提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。 以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第13号『大磯町指定有形文化財の指定事項の変更に関する諮問について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町文化財保護条例施行規則の規定に基づき、大磯町指定有 形文化財指定事項変更申請書が教育委員会に提出されたことから、大磯町文化財専門委 員会に諮問することについて、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第 15号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、歴史・文化担当主幹が説明いたしますので、よろしくご審議く

ださるよう、お願いいたします。

歴史・文化担当主幹) 『議案第13号 大磯町指定有形文化財の指定事項の変更に関する 諮問について(旧ホテル滄浪閣 ホール棟)』の説明をいたします。

旧滄浪閣(旧李王家別邸・伊藤博文邸跡)は昨年12月18日にホール棟の部分を旧滄浪閣の指定範囲から外す指定事項の変更を行っております。これは国土交通省が平成31年に実施した明治記念大磯邸園邸宅現況調査によって、旧滄浪閣の構成建造物の中で、ホール棟のみ建築年代が異なることが判明したためです。

大韓帝国の最後の皇太子李垠の別邸である滄浪閣は伊藤家からの譲渡後、大正15年に建築され、ホール棟も建築構造、部材の年代から滄浪閣と同時期に建築されたものと思われてきました。しかしながら、国の調査によってホール棟は昭和27年11月から昭和28年11月の間に、アメリカ駐留軍関係者向けの保養施設として建築されたことが明らかになりました。

このため、旧滄浪閣からホール棟1棟を指定範囲から外し、一方でホール棟については大磯の戦後史を語る貴重な建築であること、伊藤博文が命名した「滄浪閣」の名を継承し、町民に長く親しまれてきたこと。国道1号線沿いに展開する別荘建築群の中で唯一、道路から外観を見ることができる象徴的な存在であること。それと、松並木と一体となって当町の歴史的景観に寄与してきたこと。竣工から既に60年以上経過しており、文化財建造物として評価可能とされる建築後50年以上という条件を満たしていることなどから、新たな文化財的価値をもってホール棟単体を町指定有形文化財に指定いたしました。

このたび、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長から大磯町教育委員会に対してありました指定事項の変更申請は、指定後に、国が行った復元検討痕跡調査等によって明らかになった創建当初のホール棟の建築範囲に合わせて指定範囲を修正し、後世に残していくことを目的として、あがったものです。

資料の説明に移ります。1ページから5ページ目までが、大磯町指定有形文化財指定事項変更申請書です。1ページをご覧ください。指定文化財の名称及び数量は「旧ホテル滄浪閣ホール棟1棟」、所有者、管理者は国営昭和記念公園事務所長です。変更する事項は指定範囲の変更で、地下1階厨房部の一部、1階便所並びに廊下の指定範囲の追加で、変更理由は、地下1階厨房の一部と1階便所並びに廊下は旧ホテル滄浪閣ホール棟の町指定有形文化財指定後の調査によって、ホール棟(本館)の同時期に建築され、また、当初材が現存することが判明した。このため、ホール棟一体として指定範囲に含めるとしています。

2ページは追加指定範囲を示す図面です。緑の破線がホール棟の現在の指定範囲、赤い破線が旧滄浪閣(李王家別邸・伊藤博文邸跡)の指定範囲、青色の実線が今回申請のありました追加指定範囲です。国道1号沿いから見た外観は1階、2階と2階層にとなっておりますが、階層の呼び名としては1階部分を地下1階、2階部分を1階と呼んでおります。これは本邸である旧滄浪閣を基準といたしまして、旧滄浪閣の1階フロアの垂直位置がホール棟の2階フロアの垂直位置にほぼ一致しているために特異的な呼び名となっています。

3、4ページをご覧ください。A3判カラー2ページはホール棟の増築の変遷を示しています。国道1号側のホール棟の外観はこれまでに3回もしくは4回改修が行われています。3ページ左下の写真は昭和29年から昭和32年頃に撮影されたもので、創建時に近い時期に撮影された外観写真です。右側にはカラー化した写真を掲載しています。

4ページに移りまして、4ページの左側には昭和44年、46年、63年の外観写真を掲載しております。右側の平面図には増築の設計内容が示されています。指定後に国が実施した復元検討痕跡調査は今後、ホール棟を整備するにあたって、創建当時の木材がどのくらい残存しているか調査するものでした。調査によって曲面外壁の立上りの痕跡が確認され、また、図面、写真を根拠に3ページのカラー写真の外観に復元することが可能ということで、地下1階の曲面壁を含む部分について指定範囲に含めることが申請されています。

5ページの図面は昭和26年から28年頃に作図された旧滄浪閣の平面図です。ホール棟が示されている図面では、最も古いものです。この平面図において、すでに1階の廊下、便所が示されておりホール棟本館と同時期に建築されたことは明らかです。こうしたことから1階廊下、便所の追加も申請されています。先ほども言いました通り、階層でいえば2階なのですが、1階と呼んでいます。

続いて、6ページをご覧ください。諮問(案)です。変更理由としまして、「旧ホテル滄浪閣ホール棟の町指定有形文化財指定後に、国で行った復元検討痕跡調査等によって、1階便所並びに廊下は、ホール棟(本館)同時期に建築され、当初材が現存することが判明した。また、地下1階厨房の建築当初に存在していた曲面外壁を含む部分についても写真、図面が現存し、創建時に建築された外観に復元することが可能と判断される。このため、1階便所、廊下及び地下1階厨房の建築当初に存在していた曲面外壁を含む部分をホール棟と一体として指定範囲に含める。」としております。

7ページにつきましては、指定事項の変更申請に係る規定です。

以上、ご審議いただきまして、町指定有形文化財の指定事項の変更に関する町文化財 専門委員会への諮問について、ご承認いただきますようお願いいたします。

- 教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。これは、呼び名が2階と1階、地下1階と1階と、なかなか複雑なようでございまして、母屋の高さとかで、そのような呼び方をしていたということですか。
- 歴史・文化担当主幹) もともと滄浪閣がありまして、増築で建てられた部分なのですけども、滄浪閣の本館1階フロアに合わせて東海道側、1号線側に延ばした関係で、そのためにホール棟の2階部分とその1階を合わせるという形になりましたので、1階、地下1階と呼んでいるということです。
- 教育長) ありがとうございました。よろしいでしょうか。では、質疑を打ち切ります。 討論を省略し採決に入ります。議案第 13 号について、原案どおり、ご異議ありません でしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 13 号『大磯町指定有形文化財の指定 事項の変更に関する諮問について(旧ホテル滄浪閣 ホール棟)』は、原案どおりご承 認いただいたものとします。

【協議事項第1号 相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用 負担に関する協定書について】

教育長) 続きまして、協議事項に移ります。協議事項第1号『相模原市立大野南中学校 分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定書について』、事務局より 説明をお願いします。 学校教育課主幹) 協議事項第1号『相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒 の就学及び費用負担に関する協定書について』の資料をご覧ください。

表紙をめくって次のページをご覧ください。

まず、「1 夜間学級設置の経緯」についてです。

平成28年12月14日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布されました。この法律第14条において、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかった者のうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供、その他の措置を講ずることが義務付けられました。

このことを受けて、神奈川県教育委員会では、平成28年度に中学校夜間学級等連絡協議会、平成29年度に中学校夜間学級の設置に関する検討協議会、令和元年度に中学校夜間学級設置準備協議会を設置し、大磯町教育委員会も協議に参加して検討を重ねてきました。

協議の結果、相模原市教育委員会が、他市町村からも生徒を受け入れる広域的な夜間 学級として、令和4年4月に相模原市立大野南中学校分校を設置することになりました。 次に、「2 協定について」です。

夜間学級の設置・運営主体である相模原市教育委員会と、受け入れ生徒が在住する市町村教育委員会とが継続的、主体的に運営に協力できる仕組みを構築するために、神奈川県と相模原市及び関係市町村は三者による協定を交わし、夜間学級への就学や運営に係る事務・経費分担等に関して詳細を定めることとなりました。

協定では、広域的な就学に関して互いに協力すること、在籍者数に応じて教育費を負担すること、広域的な仕組みの維持・発展のために協議を継続することが定められています。

なお、応分負担の具体的な金額については入学者の人数により変動するとのことです。 相模原市は現在のところ30名程度の入学を想定していますが、30名ですと一人につき 約50万円の応分負担が求められるということです。この50万円の内訳ですが、備品の整 備や教材の購入、非常勤講師などの人件費に充てられるとのことです。

大磯町において、令和4年度からの入学希望者は現在のところいませんが、入学希望者が今後出て来た場合に備えて、協定を締結しておく必要があると考えております。

次に、「3 今後の予定」についてですが、令和3年10月の教育委員会定例会に付議させていただき、11月に協定を締結する予定でございます。

次に、ページをめくっていただき、説明資料をご覧ください。資料として、協定書の案を $1\sim2$ ページに、生徒募集案内を $3\sim7$ ページに添付いたしました。

ページをめくっていただき資料の1ページをご覧ください。「相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定書(案)」でございます。 この協定書は、夜間学級設置準備協議会で検討を重ねて作成されたもので、参加する市町村共通のものになっております。

裏面、2ページをご覧ください。この協定は、相模原市長、大磯町長、神奈川県教育 委員会教育長の3者が締結するものになっています。

次に、資料3ページの生徒募集案内をご覧ください。

こちらは生徒向けに作られたもので、外国籍の方の入学が多く想定されることなどから、ふりがなが振られています。

「1 あなたの夢や目標を応援する学校です」の項目では、夜間中学の対象者と目的、

内容の概要が説明されています。

2つ目の○では、学齢期を経過した人で年齢や国籍に関わらず、「中学校の卒業資格を取得したい」「様々な理由により中学校で学べなかった人が学び直しをしたい」という人のための学校であることが明記されています。ちなみに、横浜市や川崎市では、かなり前から夜間中学校があるのですけれども、そちらのほうでは現在外国籍の方の在籍は7、8割だということです。

また、学習内容は中学校の学習指導要領に沿って、各教科の教育活動が実施されるほか、小学校段階の学習や教科を学習するために必要な日本語の学習も行われるとされています。

ただし、特定の教科だけ、日本語だけを学ぶことはできないとの但し書きがあります。 次に「2 入学前に知ってほしいこと」では、午後5時15分から午後9時までが課業 時間であること、授業は月曜日から金曜日まで毎日4校時あることなどが記載されています。

このことについて、設置準備協議会では、「仕事があるので、午後6時からでないと 登校できない」ですとか、「週3日しか通学できない」という方は、原則として入学で きない、という説明がありました。大磯町では遠方になりますので、なかなか厳しい条 件なのかなと思います。

4ページ以降にも詳細が記載されておりますが、説明は省略させていただきます。6ページをご覧ください。夜間中学の設置場所ですが、相模大野駅から徒歩15分の神奈川県立神奈川総合産業高等学校の4階の教室を使用するということでした。

最後に7ページ、入学までのスケジュールが示されております。すでに入学希望者説明会が開かれておりまして、希望者は申請することができる期間が始まっています。10月29日までに居住地の市町村教育委員会に入学申請をした上で、事前相談を実施することになっています。最終的には今年の12月には入学予定者が決定するということです。

『相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定書について』の説明は以上でございます。

ご協議、よろしくお願いします。

- 教育長) ただいま事務局から説明がありました件について、ご意見、ご質問等があれば お願いします。
- 曽田委員) 説明の中に、大磯町からは少し遠いだろうという話がありましたが、私はこの近くに住んでいるものですから、確かにそうだろうと思います。ただ、現在希望者がいないという話も聞いておりますが、将来可能性はあるのでしょうか。ただ協定を結んでおいたほうが楽だなということで協定を結ぶのか、それとも、色々な対応がありますから、それに備えて準備をしておいたほうがいいだろうという、そちらのほうかなと思いますが、どのような感じでしょうか。
- 学校教育課主幹) まず、入学希望というか、ニーズなのですが、今年の3月に神奈川県 教育委員会のほうで全県でアンケートを取るということがございました。このアンケー トは町役場ですとか図書館、あるいは社会福祉協議会にも配架いたしまして、皆様の目 に触れる所に置きました。また、県の広報等でも宣伝がございました。

このアンケートの中では、大磯町の方で希望されるという方はいらっしゃいませんでした。今のところ入学希望者説明会を開いているのですが、大磯町の方が来たという情報はこちらにも来ておりませんので、ニーズのほうは無いと考えるのですけども、入学者が出た段階で協定を結ぶとなると、またなかなか手続き上難しいですし、教育委員の皆様にお伺いするということもございますので、予め協定を結んでおくということが今

のところの状況でございます。

曽田委員) よく分かりました。ありがとうございました。

教育長) ほかにはいかがでしょうか。

トーリー委員) 確かに今ニーズがなくても、予めというのはよろしいのではないかなと思います。段々、大磯もポツポツ外国人の方もおりますので、将来的にあり得ることなので、それはとてもいいことかなと思います。ただ、確かに通うとなると決して便利ではない。車かなにか使っていくのなら別ですけど、公共交通機関で行くとちょっと場所は遠いですね。だから、その辺のニーズがもしも上がってきたときに、こちらの西部地区というのでしょうか、その辺でまた考えていくというのが、その辺のこともちょっと頭の中においてやっていっていただけたらなと、これは県に対しての要望ですけど、そう思っております。学びは一生のものなのでとてもいいことだと思っております。

教育長) ほかにはいかがでしょうか。

濱谷委員) もう一度、生徒一人の諸費用について教えてください。

学校教育課主幹) 生徒30人の場合は約50万円ということで、今のところ試算なのですが、協議会の中で説明がございました。あくまで現在のところの想定ですが、入学者が20名程度ですと1人79.6万円。30名想定ですと1人53万円です。それから、40名想定ですと1人39.8万円ということで、これは7月26日に開かれた協議会の中での説明です。ただ、今後変動はするかもしれないとのことでした。

曽田委員) 当然、それは町が出すのですよね。

学校教育課主幹) 町が負担をいたします。主に人件費ということです。もともと人数が少ない学校ですので割り当てられる教職員定数が少ないので、国や県からのお金では、どうしても全教科をカバーすることが出来ない。ですので、相模原市独自で非常勤講師を雇って、例えば技術ですとかそういった教科に対応する必要がある。かなり人件費が高いので、そこを応分負担してもらうという説明でした。

トーリー委員) たびたびすみません。外国籍の方は、結構横浜とかそちらのほうにいらっしゃるということで、相模原市も政令指定都市ということで可能性はあると思いますけど、日本語があまりできない方をしっかり教えていけるだけの力のある人材を当然揃えていらっしゃるのですよね。

学校教育課主幹) 相模原市に聞いてみないと確実なところはわからないのですが、その 説明では、日本語指導講師などを雇用する見込みとのことでした。

トーリー委員) はいわかりました。ありがとうございました。

教育長) よろしいでしょうか。それでは、いただきましたご意見を踏まえて、業務を進めていきたいと思います。予算取りの必要が出てくる可能性もありますので、その時はよろしくお願いいたします。

【報告事項第1号 緊急事態宣言延長に伴う対応について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。それでは、報告事項第1号『緊急事態宣言 延長に伴う対応について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課長) 報告事項第1号『緊急事態宣言延長に伴う対応について』ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

大磯町では、新型コロナウイルスの感染状況やデルタ株のまん延状況を踏まえ、感染が収束したと判断されるまで、当分の間、町の公共施設の利用については「休止」することとし、8月24日火曜日より実施しております。

また、小・中学校においては、児童・生徒に対する学習保障や食生活の保障等も含め、

感染症対策を徹底した上で、8月30日より2学期を開始しています。

はじめに、「1.公共施設の休館等について」です。こちらは、学校教育課、生涯学習課、子育て支援課の所管施設を記載しております。いずれも、8月24日(火)より休止、臨時休館としております。学校施設については、他団体への施設の貸し出しを休止しております。図書館については休館としておりますが、事前予約による図書館資料の貸し出しを行っております。子育て支援センターでは、集いの広場や各種講座は中止しておりますが、個別相談業務については継続して行っております。

次に、「2.小・中学校における感染症防止対策について」です。こちらは、学校における感染症対策を記載しております。

- (1) 時短授業です。小・中学校では、健康観察や手洗い等の感染症防止対策を徹底するため、緊急事態措置継続中は、短縮授業を実施し、1コマ40分授業としています。
- (2) 学習活動です。感染症対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い調理実習 や近距離での合唱などの学習活動は実施いたしません。
- (3) 給食・昼食です。対面での食事とならないように、また、食事中の会話を控えるよう、黙食を指導しています。
- (4) 出欠席の取り扱いです。児童・生徒本人及び家族等に発熱等、感染の疑いがあり学校を休む場合は、欠席ではなく、「出席停止」としています。
- (5)臨時休業の取り扱いです。学級内で複数の児童・生徒等の感染が判明した場合や、感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合などは学級閉鎖を、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合には学年閉鎖を、複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、学校全体の臨時休業を実施いたします。

その他として、感染不安による自主欠席や家庭の事情で登校できない児童・生徒の学びを保障するため、授業のライブ配信を実施するほか、健康観察や手洗いの徹底、消毒など引き続き実施しております。

新型コロナウイルス感染防止対策については、引き続き、気を緩めることのないよう「マスクの着用」や「手洗い」など、基本的な感染対策を徹底し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続してまいります。 説明は以上です。

- 教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願い します。
- 曽田委員) 今説明をいただきましたけれども、報道によると、だいぶコロナの患者が減ってきていますね。菅総理も言っていますが、今月9月30日くらいで一旦、緊急事態宣言をやめて様子を見たいということで言ってますけれども、決定ではありませんので、間際になったらまた変わるかもしれませんが、もしそういうことがあったらまた元に戻るという風に理解してよろしいでしょうか。
- 学校教育課長) 学校の教育活動については緊急事態宣言が終わった場合には、また、学校長等との経営者会議等で今後の対応策について協議した上で、コロナの感染対策をしっかりした上で、今後について考えていきたいと思っております。

曽田委員) わかりました。

教育長) ほかにはいかがでしょうか。

濱谷委員) 新たに、授業のライブ配信ということで、 学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業 の時にライブ配信されているのか、通常、ハイブリッドでライブ配信をされているのか、 そこのところを教えてください。

学校教育課主幹) まず、通常時のライブ配信についてですが、新型コロナ感染症が不安

で学校をお休みする児童・生徒がおります。この児童・生徒に対しては学習機会の保障ということで、ライブ配信を工夫して行いました。具体的には、まだ準備がなかなか整っていない中なので1日1時間と朝の会、または帰りの会等を配信するテストを行いました。それから、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業については、まだ夏休み明け休業に関わるような感染者が出ていないので実施はしていないですけども、もしそうなった場合はライブ配信を行う算段ではおります。

教育長) ほかにはよろしいでしょうか。

トーリー委員) 今のライブ配信の中で、特に問題点というのは無かったですか。うまく 見れてなかったとか。

学校教育課主幹) まだ接続されるご家庭が少ないので、混線したですとか、途切れてしまったという大きなトラブルは聞いていません。ただ、学校全体でテストをする中で、すべての端末を使ってテスト配信をした時があったのですね、端末を持ち帰って。その時には繋がらなかったとか、繋がりにくかったといったトラブルがあったとは聞いております。

それから、1日1時間のライブ配信をした時に、先生達の話を聞いてみると、現実に来ている児童もいるので、その子たちを対応しつつ、ライブ配信するための機器の設定だとか、音の伝わり具合を確認しながら授業するのはかなり大変だという風に言ってましたい。ですので、現在のところは1日1時間で限定をしております。

- トーリー委員) ありがとうございました。なかなか大変だと思うのですよね。わたしも ZOOM を学校の関係でやったりしたとき、結構固まったり、音が途切れたりね。ただ、 コロナが落ち着いたように見えても、またこの後何回も波があるでしょうから、定期的 にその辺を改善できるところはしていっていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。
- 濱谷委員) 一点だけ。今のをお聞きしまして、今1時間、先生たちが学校に通ってくる生徒たちの対応、そして、ライブですから、同時にまた発信しなくてはいけない。当然、機材のセッティング等もあるでしょう。伺っていて大変だなと思います。そのために、支援員がいたほうがいいに決まってるのだけれども、現場からは、あるいは、教育委員会では、そういった支援員をどうお考えになっているのですか。ちょっとお聞きしたいです。
- 学校教育課主幹) 現場の先生からも ICT 支援員の配置をお願いしたいという声はいただいています。8月に安全衛生委員会の中で、働き方改革ということでテーマを議論したのですけれども、やはりその中でも、今後想定されるライブ配信ですとか、あるいはipad 等の管理について、かなり負担は増えているので、欲しいという要望をいただきました。そのことを受けまして、今、学校のほうに具体的に ICT 支援員にどういう業務を担ってほしいか、という要望調査を行っております。

そのことを踏まえて、本当に町として ICT 支援員を配置するのかどうかこれから検討していく予定です。

濱谷委員) そういう調査をしながら、今後検討していくということは、大変良いと思います。早急に検討されていったほうがいいのかなと。ということは、1時間のライブ配信をしても、ただやっているだけですよね。悪い言葉を使えば、学びの保障をやってい

るよ。その保障はどれだけ。1時間だけでもやっているじゃないか。というような感覚で多分考えていたのだと思うのですが、しかし、受け手にとってみたら決してそうではなくて、少なくても4時間とか、そのくらいの配信はしてくれなくてはいけないだろうと、そのように思います。

中学生は ipad など使えますけど、小学校の低学年あたりはその辺のところをどう工夫していくか、という多岐にわたったご検討を調査によって進めていただきたいと思います。

学校教育課長) 補足ですが、今月、大磯小中4校のPTAからICT支援の必要性ということで、各学校に配置が必要ではないか、ということで要望をいただいております。こちらについては、また来月の定例会でご報告させていただきます。

濱谷委員) わかりました。

曽田委員) これはコロナが無くなれば、無くなる話だと思うのです。こんな不便な授業 体制なんて駄目だと思う。ただ、コロナが今無くなる保証は無いものですから、今こう いう議論をしなくてはならないのだろうと思っております。

私は、この間も会議でお話しさせてもらいましたけれども、先日、教育課題研修会を 見事にやって、大磯町は進んでいると思うのですよ。先生方はあれで相当経験していま すから、そういうのをどんどん、コロナが終わるまで頑張ってやっていただければと思 います。

教育長) ほかにはいかがでしょうか。

トーリー委員) ちょっと話がずれるのですけれど、コロナが落ち着いて、普通に対面授業で出来ますよとなった時に、先々の話ですが、コロナが終わっても学校に行かない癖がついてしまったお子さんが今度登校が出来なくなって、不登校になったお子さんが出てくることもありうるかなと。今すぐの話ではありませんけれども、そういうことも含めて、子どもの心のケアが必要になるような場面が出てくることが近い将来あるのかなという気もしていますので、色々な部分でも、ICTだけでなく、心の部分でもしっかりとケアを私どもも含めて、大人がしていけたらなと思っております。

教育長) ほかにはよろしいでしょうか。

現在コロナの関係で登校できないというのは、家庭の考えもありまして、中学生は両校ではそういう学生はいない状態になっておりますけど、小学生はやっぱりクラスに数人いまして、その対応が先ほどのお話のように、1時間ではなくて2時間3時間でもやって欲しいという要望ももちろんあります。それから、今お話のように不登校の子どもの保護者の方からもこういう要望が出てきて、やっぱりコロナじゃないけど、不登校の子どもにも配信を1時間ではなくてもっと沢山やってという要望も出ております。それになるべく応えられるように学校も努力しておりますので、今後、支援員も含めて検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【報告事項第2号 大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について】

教育長)次に、報告事項第2号『大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について』、事務局 より報告をお願いします。

郷土資料館長) 報告事項第2号『大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について』をご報

告させていただきます。

資料の1ページに、大磯町郷土資料館協議会委員名簿、2ページに「大磯町郷土資料館条例」、「大磯町郷土資料館条例施行規則」の抜粋を掲載しております。

大磯町郷土資料館協議会は、館の円滑な運営を図るために事業等のご意見をうかがう 組織であり、現在9名の委員を委嘱しております。

協議会委員の任期は2年で、令和3年9月30日に現在の任期が満了することに伴い委嘱するもので、任期は令和5年9月30日までです。委員構成に関しては資料記載のとおりであり、9名の方の再任でございます。

教育長) ただいま事務局から報告がありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第3号 大磯町郷土資料館本館の燻蒸について】

教育長) 次に、報告事項第3号『大磯町郷土資料館本館の燻蒸について』、事務局より 報告をお願いします。

郷土資料館長) 報告事項第3号『大磯町郷土資料館本館の燻蒸について』説明させていただきます。

資料をご覧ください。はじめに燻蒸作業の概要についてご説明いたします。作業の目的といたしましては、収蔵・展示資料の保存のため、燻蒸を行うものでございます。

燻蒸物件としまして、郷土資料館本館1階の常設展示室、第1収蔵庫、地下の第2収蔵庫、特別収蔵庫、第3収蔵庫、計5箇所で、合計3,421㎡が対象です。

燻蒸作業は令和3年7月5日から7月11日までの間に実施いたしました。燻蒸に使用する薬剤に対しての安全確保のため、郷土資料館敷地全域を、立入禁止区域といたしました。

燻蒸作業終了後に殺菌・殺虫・殺卵の効果判定を行ない、これはある程度の日数がかかりますけれども、100%の死滅が確認されました。

教育長) ただいま、事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお 願いします。

<質疑応答>なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第4号 大磯町立図書館国府分館の臨時休館について】

教育長) 次に、報告事項第4号『大磯町立図書館国府分館の臨時休館について』、事務 局より報告をお願いします。

図書館長)報告事項第4号『大磯町立図書館国府分館の臨時休館について』ご説明いたします。説明資料をご覧ください。

図書館国府分館は、国府支所2階にあり業務を行っております。今回、国府支所の空調機交換工事に伴い、工事期間中は停電になることから、図書館業務を行えないため、10月2日を臨時休館するものです。

周知につきましては、ちらし、ポスター、9月28日発行の広報おおいそ10月号、図書館ホームページで行ってまいります。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>なし

教育長) よろしいでしょうか。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

教育長) ほかに何かございますでしょうか。

各委員) なし。

教育長) それでは、事務局からお願いします。

■事務連絡

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、10月21日木曜日、午前9時30分から本庁舎4階 第1会議室で開催予定でございます。よろしくお願いいたします。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和3年度大磯町教育委員会第6回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和3年10月21日

教	育	長	熊	澤	久					
教育長職務代理者			 濱	谷	海	八				
委		員	 曽	田	成	則				
委		昌	トー	_ 1J _		董				